

豊郷地区

I 協議体の概要

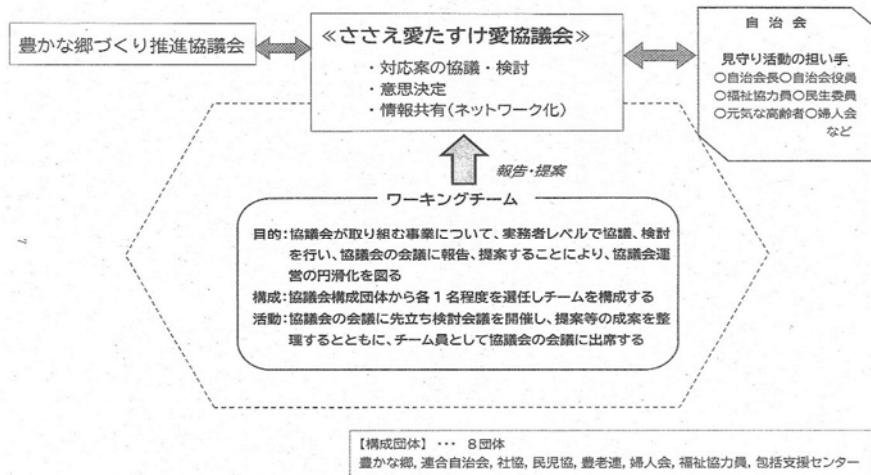
名 称	豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会		
設置年月日	令和3年3月17日	開催頻度	全体会 2回/年 ワーキングチーム 3回/年
構成団体 (◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会 (豊かな郷づくり推進協議会)	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (婦人会)	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用 ()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年～	地域ケア会議を中心に地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組等について、各種地域団体の関係者で意見交換		
平成29年10月	地区社会福祉協議会 (市出前講) → 地域包括ケアシステムについて共通認識を図った。		
平成30年7月	地区社会福祉協議会合同研修会 (参加者：地区社協役員、自治会長、民生委員、福祉協力員) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図った。		
令和2年2・7月	豊かな郷づくり推進協議会健康福祉部会 (参加者：自治会、民児協、地区社協、老人クラブ、健康づくり、体育協会、子ども会育成会、包括等) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図った。		
9月	豊かな郷づくり推進協議会健康福祉部会 (参加者：自治会、民児協、地区社協、老人クラブ、健康づくり、体育協会、子ども育成会、包括等) → 事務局や構成団体等について検討		
10月	自治会長会議 → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図った。		
〃	第2層協議体設立に向けての打合せ会 (参加者：まち協、自治会連合会、地区社協、民児協、老人クラブ、包括等) → 豊郷地区第2層協議体の設置要綱、協議体の名称等について検討		
令和3年 3月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長を対象とし、地域福祉の意識・実態把握を目的としたアンケート調査を実施 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果を踏まえた取組の検討 安心・安全情報キットの更新・推進 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に係る意識醸成を目的として「福祉のしくみ※」を自治会長会議にて配布 ※ 見守り活動や地域の支え合い活動について分かりやすくまとめた冊子 (豊郷地区社協作成) 		

II 取組事例

【ワーキングチームの設置】

人口規模・地区面積が大きく、多様な地域性（人口約 34,000 人、41 自治会）を踏まえ、各種団体から選出された実務者レベルで構成し、具体的な検討を行う、「ワーキングチーム」を設置している。また、ワーキングチームには、元介護事業従事者などの専門的な経験を有する地域の方にも参加いただくことにより、より実効性のある体制としている。

【豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会の推進体制】



【自治会を対象としたアンケート調査の実施】

【地域福祉に関するアンケート調査】

調査項目	回答状況	備考
1. 「豊郷地区より豊郷地区協議会」について 「協議会」が地域福祉の推進に「効果」を 発揮していると感じていますか	はい	いいえ
2. 自治会内で協議会についてお聞きします ①自治会内で協議会についてお聞きしていますか	はい	いいえ
②「はい」と答えた方に伺います 協議会が地域福祉の推進に「効果」を 発揮していると感じていますか	はい	いいえ
③「いいえ」と答えた方に伺います 今後、検討する予定はありますか	はい	いいえ
3. 自治会内の見守りやケアが必要な方を支援して いますか	はい	いいえ
①「はい」と答えた方に伺います ②お聞きしたいことがあればお聞かせください (調査するものまでOKを付けてください)	質問・ご意見・ご感想やご質問・ご意見・ご感想 （調査するものまでOKを付けてください）	

- ◆ 対象：豊郷地区内 41 自治会
- ◆ 方法：郵送による発送・地区市民センターへの提出
- ◆ 目的：各自治会に対して、協議体の発足について周知するとともに、単位自治会における高齢者の見守り活動の状況や、自治会内での関係者間の連携状況等について把握するもの
- ◆ 内容：
 - ・ ささえ愛たすけ愛協議会の発足について知っているか
 - ・ 自治会内で、地域福祉について打合せを行っているか
 - ・ 自治会内での問題について
 - ・ 見守り活動の状況について
 - ・ 地域福祉について、地区全体で取り組んでいくべきこと 等

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ ささえ愛たすけ愛協議会の周知に繋がった。
- ・ 各自治会の活動状況や、体制などについて把握することができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 人口規模・地区面積が大きく、多様な地域性を有する中で、まち協（豊かな郷づくり推進協議会）をはじめ、自治会や民児協、地区社協、婦人会など、多様な関係者が関わり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査結果を踏まえた取組の検討
- ・ 見守り活動の充実に向けた「安心・安全情報キット」の更新・推進

豊郷地区地域包括ケアシステム第2層協議体

豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会設置要綱

(目的)

第1条 豊郷地区において、一人暮らし高齢者等が安心して暮らしていくことができるよう、地域における見守りや支え合い、助け合い、相談体制など支援のための仕組みづくりを推進し、情報収集及び情報提供を行うことにより、地域全体として高齢者支援の意識の啓発、高揚を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 協議体の名称を「豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会」とする。

(事務所)

第3条 協議体の事務所を、豊郷地区市民センター内に置くものとする。

(組織)

第4条 協議体は、設立の趣旨、目的に賛同する地域活動団体等により組織するものとし、設立時における団体等は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第5条 協議体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域の情報収集と共有化の推進
- (2) 各自治会における見守り等の仕組みづくり、人材発掘の推進
- (3) 地域課題やニーズ把握のための調査、アンケート等の実施
- (4) 一人暮らし高齢者等支援に係る意識啓発、高揚のための研修会等の実施
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(会議)

第6条 協議体の会議は、全構成団体等の出席による合議制とする。

2 会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

3 定例会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案、予算案
- (2) 事業報告、決算報告
- (3) 役員を選任
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員)

第7条 協議体に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長(若干名)
- (3) 会計

(4) 監事（豊かな郷づくり推進協議会監事をもって充てる）

2 役員の任期は、所属団体の任期とする。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会議において定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年3月17日から適用する。

(別表第1)

団 体 等 の 名 称	代 表 者 名
豊かな郷づくり推進協議会	会長 首 藤 慎 二
豊郷地区連合自治会	会長 首 藤 慎 二
豊郷地区社会福祉協議会	会長 小 林 照 芳
豊郷地区民生委員・児童委員協議会	会長 石 嶋 啓 造
豊老連	会長 中 澤 明
豊郷地区婦人会	会長 綱 河 和 子
福祉協力員連絡会	会長 岩 下 靖 弘
地域包括支援センター豊郷	所長 後 藤 薫

地域福祉(見守り活動)に関するアンケート

自治会名： _____ 自治会

質 問 事 項	回 答 欄 (〇をつけて下さい)
1 「豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会」について	
豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会が、令和3年3月に発足したことをご存じでしたか	はい いいえ
2 自治会内の連携についてお聞きします	
①自治会内で地域の福祉についての打合わせをしていますか	はい いいえ
→ <u>はい</u> と答えた方にお聞きします	
<ul style="list-style-type: none"> ・会議はどのくらいのペースで行っていますか ・参加する団体個人は誰ですか ・会議で問題となっていることは何ですか 	<p>年 回 ・ 月 回</p> <p>自治会役員・民生委員・福祉協力員・婦人会 元気な高齢者・ケアマネージャー (その他ご記入ください)</p>
→ <u>いいえ</u> と答えた方にお聞きします 今後、検討する予定はありますか	
3 自治会内の見守りや支えが必要な方を把握していますか	はい いいえ
→ <u>はい</u> と答えた方にお聞きします	
<p>①その方はどんなことが困っていると思いますか (該当するもの全てに〇をつけてください)</p>	<p>買物・ごみ出し・相談や話し相手・通院・物忘れ ・日常の家事・庭の手入れ・緊急時の連絡先 (その他ご記入ください)</p>

<p>→ <u>いいえ</u> と答えた方にお聞きします その理由は何ですか</p>	<p>(理由をご記入ください)</p>
<p>②見守りや支えが必要な人に何か活動をしていますか</p>	<p>はい いいえ</p>
<p>→ <u>はい</u> と答えた方にお聞きします それはどんな活動ですか (該当するもの全てに○をつけてください)</p>	<p>あいさつ運動・見守り活動・災害時等の安否確認 ・相談や話し相手・交流の場の提供・生活支援 (ゴミ出し, 買い物等) (その他ご記入ください)</p>
<p>→ その活動は主に誰が担当していますか (該当するもの全てに○をつけてください)</p>	<p>自治会役員・民生委員・福祉協力員・婦人会・ 元気な高齢者・その他 ()</p>
<p>→ <u>いいえ</u> と答えた方にお聞きします。 その理由をお聞かせください。</p>	<p>人員不足・他の団体との連携が取れない ・市の支援体制が整っていない ・福祉の仕組みが分からない (その他ご記入ください)</p>
<p>③自治会独自に活動していることがあれば回答欄にご記入ください。</p>	<p>(ご記入ください)</p>
<p>4 豊郷地区全体として地域福祉に取り組んでいく上で、望みたい事はありますか。回答欄にご記入ください</p>	<p>(ご記入ください)</p>

福祉のしくみ

～地域包括ケアシステム学習の前に～



豊郷地区社会福祉協議会

なぜ、地域住民による支え合いや 見守りが必要なのでしょう

少子高齢社会、核家族化、プライバシーの重視等を背景に、家族や地域におけるつながりと支えあい機能が低下し、孤立する人々が増えています。

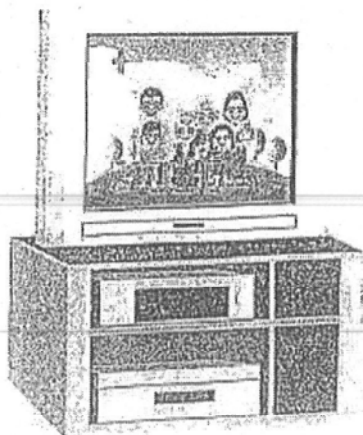
今こそ、「困ったときはお互い様」のご近所づきあいの大切さを見直し、自分たちの地域を自分たちの手でより良くするための取り組みが必要とされています。

地域の人との関係、
家族や親せきとの関係がうすれています。
人との付き合いがなく孤立した状態で
生活している人が増えていませんか？



<孤立した生活をもたらすもの>

- ・生きがいの低下
- ・孤立死
- ・食事の偏り
- ・消費者被害
- ・虐待、自殺
- ・健康の悪化
- ・犯罪
- ・ゴミ屋敷 等々



今日も誰とも
話さなかった

自治会・町内会で地域の見守りのしくみづくりをしましょう。

まずは、“話し合い”から

日頃のさりげないご近所づきあいから少しステップアップして、自治会や町内会一体となって自分たちの地域で見守りあい・支えあいの活動を考えてみましょう。

まずは“地域を知る”ところから

自治会内の地図を広げて話をしたり、座談会をしたり、アンケートを取ってみたり皆で地域の情報を知り共有することで、今後の話し合いや活動を進めるうえでの土台になります。

ポイントは…

- 地域の実情に合った方法で
- 地域の資源（人・物など）を生かして
- できるところから、無理なく

自分たちの地域に合った方法で始めてみましょう

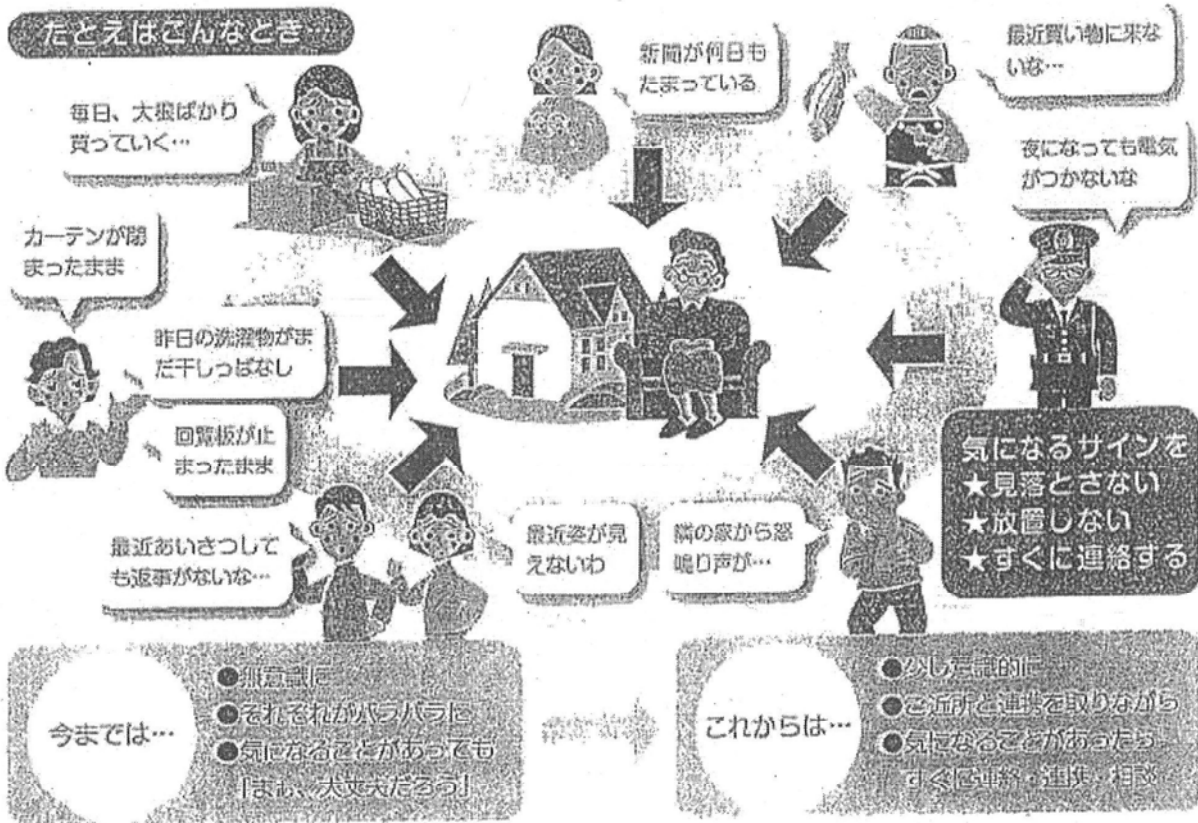
- 自治会の中で困っている人はいるか？
- 災害があった時、要援護者は安全に逃げられるか？
- 地域の良いところや自治会の活動を見直してみましょう。



ご近所同士互いに 気にかけてあげましょう

互いに気にかけてあう地域づくり

地域ではちょっとした心がけが安心できる地域づくりにつながります。
お互いを気遣いあい、相手に関心を寄せる、ちょっとした困りごとがあったら「助けて」と
言い合える関係をつくりましょう。
以下のような状況を見過ごさず、声を掛けてみるなどして気にかけてあげてみましょう。



「あれ、どうしたんだろう？おかしいな」
気になるサインがあった時には、すぐに連絡・相談しましょう。

ご近所やその方の知り合い

直接インターホン、または電話で

地域の民生委員や自治会長

連絡電話番号を見えるところに

地域包括支援センター

☎ 616-1237

警察・消防

生命に関わる場合、

虐待や死亡が疑われる場合は

ためらわずに通報を

見守り活動とは

ところで、「見守り」という言葉は日頃からよく使われますが、そのとらえ方は人それぞれです。そこで、本書において「見守り活動」を次のとおり整理することにしました。見守りの定義というわけではありませんが、言葉の意味を共有することで、取り組みのイメージを同じくしていきたいと思います。

見守り活動

穏やかな見守り

<家の外から様子を見る>

気になっている人とじかに接することなく、安否を確認したり、生活状況をそれとなく判断するやり方。

<具体例>・郵便受けに新聞や郵便物がたまっている

- ・洗濯物が何日も干したままになっている
- ・テレビの音量がすごく大きい
- ・カーテン、雨戸が日中も明かない、夜間に閉められない
- ・回覧板が戻って来ない
- ・ずっと家の中に引きこもっている

<声かけ、あいさつ>

気になる人と出会ったとき、あいさつしたり声をかけるやり方。関係づくりの第一歩になる。場所は、ごみステーション、道ばた、スーパーなど

<交流の場>

高齢の方々が集まる機会を提供あるいは利用して、そこで生活状況や安否を確認するやり方。例えば、サロン活動や地域のお祭り等

<訪問>

主として民生委員(あるいは福祉協力員)がひとり暮らし高齢者のお宅を訪問して、本人から健康状態や生活上の困りごとをお聞きする。ときには相談に応じ、必要な機関につなぐことも。秘密は固く守る。

しつかりとした見守り

豊郷地区社会福祉協議会

<参考>去る5月15日(土)に開催された総会資料をお持ちの方は、p.14～p.18に会則が掲載されています。ふだんあまり馴染みがないと思いますが、一度ご覧ください。

【組織の構成】・連合自治会・民生委員児童委員協議会・婦人会・福祉協力員連絡会
◎各自治会に支部を設置し、自治会長が支部長を務める

【財政基盤】・毎年連合自治会の全面的なご協力を頂いて、4回にわたり募金活動にお世話になっております。順に挙げると、①宇都宮市社会福祉協議会会費②日本赤十字社社資③共同募金④歳末助け合い募金です。

・p.3の収支決算書にあるように、上記のうちから一定の額が地区社協に還元、配分され、本会の事業に対する貴重な財源になっています。

【具体的な活動例】

1. サロン活動

住民が気軽に集い交流する場として、ふれあいいきいきサロン活動を行っている地区が増えています。現在当地区内の41自治会のうち過半数の21自治会でサロン活動が行われています。市内でもトップクラスの活況です。運営主体は自治会役員、福祉協力員、老人クラブなどさまざまです。

2. 安心・安全情報キット

緊急事態において救急車の出動を要請した際、本人の緊急連絡先(名前、電話番号)、かかりつけ医、既往症や服用している薬等を記載した用紙を筒に入れ、冷蔵庫内に入れておくためのキットです。

自治会を中心として、必要な人を調査のうえ対象者にキットを配ります。情報は時とともに変わるので、1年ごとに更新したいところです。詳しくは、自治会長、民生委員または福祉協力員にお尋ねください。



「安心・安全情報シート」

私は、安心・安全情報シートの情報を、救急隊・消防隊および搬送先の医療機関が活用することに同意します。

初めて記入した日	平成 年 月 日				
情報を更新した日	①平成 年 月 日	③平成 年 月 日		④平成 年 月 日	
	②平成 年 月 日				
ふりがな				明治	
お名前	男・女			大正	
				昭和	年 月 日生
住所	電話番号			028-	
				携帯	
かかりつけの 病院・医院	1番目		2番目		
	医療機関名				
	主治医 (診療科目)	_____先生 (_____科)	_____先生 (_____科)		
	電話番号				
緊急時の 連絡先	氏名	続柄	電話	同居・別居	住所
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	

身体状況	●血液型 [A型・B型・O型・AB型・不明]
	●アレルギー [有り・無し・不明]
	●主な持病や障がい
飲んでる薬	

社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

安心・安全情報シート(以下、情報シート)の記入とキットの保管

①「情報シート」に必要事項を記入します。

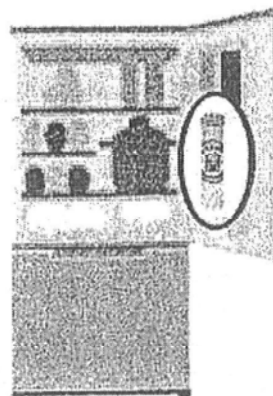
書き方がわからない場合は、届けてくれた方と一緒に書いてみましょう。そこで知り得た個人情報外部に漏れることはありません。

記載した情報に、変更があった場合は、その都度訂正してください。常に最新の情報が記載されることが大切です。

②記入した「情報シート」を「保管容器」に入れ、

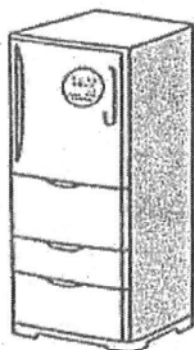
『冷蔵庫』のわかりやすい場所(扉の内側、飲み物を入れるところ)に保管します。

多くのご家庭の、台所にある冷蔵庫に保管することで、救急隊員や救助者がすぐにキットを見つけることができます。



「情報シート」のほかにも、必要に応じて「健康保険証のコピー」「お薬手帳」「顔写真」などを入れておくことも効果的です。

ステッカーの貼り付け



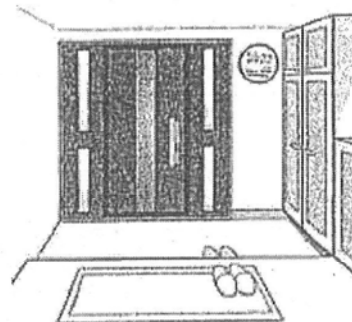
ステッカーは、かけつけた救急隊員や救助者が、キット設置の有無を即座に確認できるよう、

①冷蔵庫の扉の「右上」

②玄関の内側の見やすいところ

に貼ってください。

定められた場所に貼っていただく事が迅速な対応につながります。



※玄関は、外から見えないところに貼ってください。

また、ご家庭の都合などで、所定の場所やその近くにも貼ることが難しい場合は、冷蔵庫への貼付を優先してください。

活用にあたって、次のことをご了承ください

- ① 救急時および災害時、キット設置のステッカーが確認できた場合、ご本人およびご家族等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けてキットを取り出すことがあります。
- ② キットは、救急隊員や救助者が必要と判断した場合に活用いたします。そのため、キットが設置されていることがわかっている場合にも、活用されない場合もあります。
- ③ 情報シートに救急隊員への伝達事項が記載されていても、必ずしもその伝言を実行できないことがあります。

【お問い合わせ】

〒320-0806

栃木県宇都宮市中央1-1-15 (宇都宮市総合福祉センター内)

社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

TEL 028-636-1215 FAX 028-638-9856

福祉協力員制度

社会福祉法第4条(後註)に依拠し、本市では平成21年度に市内39地区社協に設置された「住民相互の支え合い助け合い活動」です。

註「社会福祉法第4条」:地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

福祉協力員とは


- 1(資格)健康で思いやりのある方であれば、年齢、性別は問いません。
- 2(委嘱)自治会長が推薦し、宇都宮市社会福祉協議会会長が委嘱します。
- 3(任期)任期は2年間、ただし再任は妨げません。
- 4(範囲)受け持つ範囲は、1人当たり約50世帯です。
- 5(職務)近隣の福祉上の課題を抱えている方々に対して、見守りや声かけ等を行い、悩みや不安、孤独感の解消を図りながら地域福祉の推進に寄与します。
- 6(守秘義務)職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
- 7(報酬)手当、報酬はありません。ボランティア・ベースです。
- 8(補償)活動中の事故等に関しては、市民ボランティア活動補償制度で対応します。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口であり、地域の一大拠点です。

地域包括支援センター豊郷は、豊郷中央小の南東に立地し、主任ケアマネージャー、保健師(看護師)、社会福祉士の総勢8名のスタッフが支援に全力で取り組んでいます。電話番号は…616-1237です。

地域包括支援センター4つの業務

<h4>介護予防ケアマネジメント</h4> <p>要介護にならないように 介護予防支援を行う</p> 	<h4>総合相談</h4> <p>必要なサービスや制度を紹介</p> 
<h4>権利擁護</h4> <p>成年後見制度活用をサポートや 虐待防止への取り組み</p> 	<h4>包括的・継続的ケアマネジメント</h4> <p>地域ケア会議の開催やケアマネ支援など</p> 

民生委員児童委員・主任児童委員

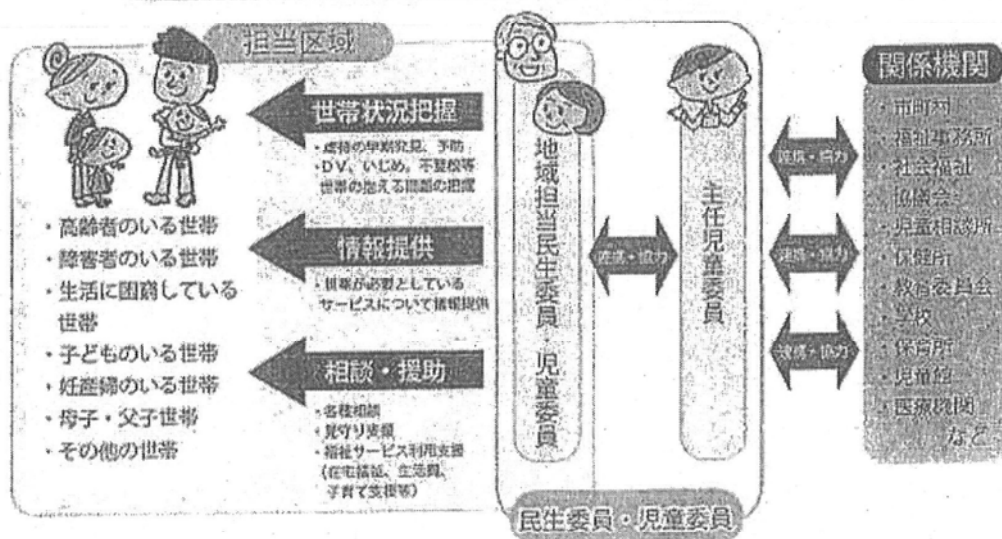
民生委員法に規定され、市町村に配置されている民間の奉仕者です。宇都宮市長と厚生労働大臣から委嘱を受けている「非常勤の特別職の地方公務員」との立場です。任期は1期3年で、再任はかろうです。報酬は受けず、最小限の必要経費(通信費、交通費等)が活動費として支給されます。

100年以上にわたる歴史があり、昔は生活困窮者の支援が主な役割でした。近年になって高齢化とともに高齢者の見守りといった業務が増大しました。また、児童虐待等が社会問題となつてからは、民生委員は児童委員も兼ねることになって現在の呼び名となりました。

民生委員児童委員は、地域住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとの相談に応じ、適切な支援やサービスにお繋ぎします。内容としては、高齢者のこと、障がい者のこと、児童に関すること、生活困窮に関すること等多岐に及びます。豊郷地区内には41名の民生委員児童委員と3名の主任児童委員(後註)とで民生委員児童委員協議会(略称:民児協)として、連合自治会、地区社協、包括支援センターと常に連携をとりながら活動しています。どんなことでも遠慮なくご相談ください。秘密は守ります。

<註:主任児童委員>子育て不安の高まりや児童虐待等児童に関する問題が複雑化・多様化するなか、平成6年(1994)の法改正で制度化されました。任期は1期3年で、再任が可能です。主任児童委員は原則として区域を担当せず、区域を担当する児童委員との連携調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助と協力を行います。特に地区内の小・中学校との結びつきが強いのが特徴と言えます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



◎地域の担当民生委員児童委員に相談したいと思っても名前・連絡先がわからない、そんなときは自治会長さん、地区市民センター(まちづくり支援グループ ☎660-2340)、または地域包括支援センターにお問い合わせください。